

## 第5次基本計画策定専門調査会（第8回）に向けた意見書

専門調査会委員 小山内世喜子

各分野の成果目標及び留意点等について、意見等を述べさせていただきます。

## ■第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

## ○市町村の審議会等委員について

40%以上60%以下という高い目標値を持つことは良いと思うが、市町村と都道府県の目標値が同じであることに無理が感じられる。現段階でも、審議会に女性がいない町村も存在している。

人口規模の小さな市や町村においては、人材の発掘が重要である。そのためには、当て職をなるべく少なくし、公募枠を増やし人材を発掘する。その中から団体のバックボーンがなくても次期には能力がある女性を学識経験者等として審議会の委員に登用していく仕組みを作る。多くの女性にチャンスを作ることで人材育成にもつながる。

既存の団体の長がその適正があるかないかに関わらず、審議会委員になるという慣例の見直しも必要である。

## ○「消防吏員に占める女性の割合」について。

成果目標を5%としているが、東京都消防庁はすでに、女性消防吏員の割合が6.8%。令和8年には8.0%を目標に掲げている。一方、地方においては、例えば、青森県は1.8%程度であり、全国平均にすると2.9%となっている。

消防吏員の数は管轄人口により算出するので、大都市と地方の広域事務組合等では大きな差がある。母集団そのものの数が少ないため、隊を組んで行動する現場（消防隊や救急隊など）においては、女性消防吏員をある一定以上増やすことは難しいのが現状である。成果目標に5.0%と数字を出すことに異論はないが、組織の背景の違いにも応じた課題解決を図り、男女問わず、子育て・介護などのライフスタイルに応じて、仕事と家庭の両立ができる職場環境、組織づくりを目指していただきたい。

## ■第3分野 地域における男女共同参画の推進

## ○【新設】地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合

成果目標として新設することについては賛同する。

質問として、「基準値の算出根拠として、10年前（2010年）の水準（0.80%）を目指す」とあるが、10年前を基準値とした根拠が知りたい。

意見としては、若年女性の転出に対する主体的な選択肢を狭めることにつながらないよう留意していただきたい。

#### ■第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(P23) 成果目標として、「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数」、「犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数」が新設されていることは、第5計画のなかでも力点が置かれていることが感じられる。

質問として、「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数」の成果目標に、算出根拠として「現在のワンストップ支援センター数の1/4相当数の支援拠点を設置することを目標とする」とあるが、支援拠点とはどのような位置づけなのか、また、ワンストップセンターとの違いやそこで働く人への処遇などについてはどのようにお考えかご教示願いたい。

次に意見として、ワンストップ支援センターの相談員や支援員はほぼボランティアで成り立っているのが現状である。答申によると「令和2年から4年度までの3年間を集中強化期間」とし、被害者等の支援を強化していくことが明記されており、それ自体はたいへん好ましいが、支援の質を高めていくためにも支援をする方々への予算措置も忘れず、実施していただきたい。

#### ■第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

地域防災計画等の防災施策に必要な2点として、①防災・復興にかかる意思決定の場への女性の参画。②地域の防災への現場への女性の参画や地域防災を担う女性リーダーの活躍促進があげられる。この2つの観点から、「都道府県防災会議の委員に占める女性の割合」、「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」、「消防団員に占める女性の割合」に加え、「都道府県における女性防災リーダー育成の取組」、あるいは女性の民間資格ではあるが、答申のP85-ウ-④でも、示されている「防災士の取得率の男女比率」などを成果目標としてはいかがなものだろうか。

なお、成果目標を増やさないのであれば、「消防吏員に占める女性の割合」については、第1分野イ-⑩の成果目標として挙げているので、第8分野からは廃止しても良いのではないだろうか。あるいは参考指標として「防災士の取得率の男女比率」を入れてはいかがだろうか。

○「消防団員に占める女性の割合」の成果目標について。

【目標未達の理由等】に、「消防団活動において、女性団員が担うことが多い、火災予防の啓発活動、住宅防火対策の普及、応急手当の普及等の活動の必要性の浸透が十分

でないことが要因と考えられる」と明記されているが、女性消防団の職務の内容が、旧態依然ではないだろうか。火災のみならず、災害時にも活躍できることが求められているにも関わらず、消防団本体のとらえ方が時代にそぐわない部分が見受けられる。女性消防団として、主体的な活動が尊重されることで女性消防団のモチベーションが高まり、増員につながっていくことが期待できる。

防災へ女性の参画を推進していくには、女性消防団や女性防災士などの専門性を活かしながら活動している人たちと、普段はまちづくりや子育て支援などに取り組み、防災に関しての直接的な活動はしていないが、災害時の支援者になり得る女性たちとが両輪となり、取り組んでいくことが重要である。

#### ■「参考指標案」のP16

「女性消防吏員のいない消防本部」209、及び「女性消防団のいない消防団の数」637と件数で明記されているが、これは曲者である。母集団の総数が分からないと、少ない数ではないことは理解できるが、どの程度なのか判断が付きにくいので、ぜひ、母集団の総数も明記していただきたい。